

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>附則第二項中「この政令による改正後の第三条第二項の規定」と規定しているが、いずれの法令の第三条であるかが必ずしも明らかではないため、「この政令による改正後の『金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令』第三条第二項の規定」と政令名まで示して規定した方がよいのではないか。</p> <p>※公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令(案)附則第二項についても同様に意見する。</p>	<p>この政令は、『金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令』の一部(第三条第二項の規定)を改正する政令であることから、御指摘の「この政令による改正後の第三条第二項の規定」が『金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令』の第三条第二項の規定であることは、明らかであると考えられます。</p> <p>公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令についても、同様です。</p>
2	<p>固定額での定義ではなく、定義を変数化して物価連動させる形にすべき。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>